

## 特記仕様書（案）

本仕様書は、令和4年度 公民連携による東横堀川水辺魅力向上調査検討業務委託に適用する。

### 1. 業務背景

大阪では、「水と光の首都大阪の実現」に向け、府・市・経済界一丸となった水都大阪の魅力向上のため、堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川からなる口の字の水の回廊を対象に、船が行き交い、多くの人が集い憩える水辺をめざした取組みを進めている。また、令和3年3月には大阪府市共通で「大阪都市魅力創造戦略2025」を策定し、大阪ならではの賑わい創出をめざした施策として、水の回廊のさらなる活性化が位置づけられている。

本業務の対象である東横堀川は、大阪を代表する繁華街である「ミナミ」の中心を流れる道頓堀川と金融・経済の中心である北浜を流れる土佐堀川をつなぐ河川であるとともに、大阪を代表する観光拠点である大阪城が近くにあるなど、都心部における貴重な水辺空間である。

本市では、東横堀川において護岸の耐震対策（既設護岸の前部に新たな護岸を構築し、既設護岸を切り下げる）を実施する予定としており、耐震対策によって広がる沿川建物と護岸との間を活用し、現状の閉鎖的な空間から、日常的に人々が集い行き交う水辺空間となることをめざしている。過年度には、地域でのワークショップや民間事業者へのサウンディング等を実施しながら「東横堀川整備事業の基本方針」の行政素案を作成している。

### 2. 業務目的

本業務は、東横堀川のめざしている姿（将来像）を踏まえた整備の方向性等を議論する検討会の運営を補助し、その意見を反映するとともにパブリックコメント（市側で実施）を行い、「東横堀川整備事業の基本方針」としてとりまとめるものである。

また、耐震対策により広がる水辺空間を対象とした公民連携による持続的な賑わいづくりに向けて、より多くの賑わいづくりの担い手を発掘するとともに、公民連携体制の構築に向けた課題や取組みを検討するものである。

### 3. 業務対象範囲

東横堀川（上大和橋～葎屋橋：中央区瓦屋町3丁目～中央区北浜東5丁目）

道頓堀川（日本橋～上大和橋：中央区道頓堀1丁目）

### 4. 業務内容

#### 4.1 設計計画

業務を行うにあたり、業務の目的および内容を十分に把握し、業務手順や業務遂行に必要な事項を整理の上、業務計画書を作成する。

#### 4.2 現地踏査

業務の実施に先立ち、業務対象範囲の状況を把握するために、現地踏査を行う。

#### 4. 3 「東横堀川整備事業の基本方針」の策定

東横堀川の将来像の実現に向けた「東横堀川整備事業の基本方針」に対する学識経験者等の意見聴取のために開催する検討会において、会議資料作成等の運営補助を行う。

また、検討会における意見を反映した基本方針案を作成し、パブリックコメントにおける意見を踏まえた基本方針を策定すること。

- (1) 市が過年度に作成した行政素案をブラッシュアップし、検討会に提示する検討資料を作成すること。なお、検討資料の構成や基礎データ（公開されているものは除く。）については、市側より提示・指示する。
- (2) 検討会や事前打合せに出席するとともに、資料作成や議事録作成等の運営補助を行うこと。なお、学識経験者等の出席委員は3名程度を想定し、本業務の契約期間中に、計3回程度の検討会開催を予定している。
- (3) 検討会で挙げられた意見を反映した基本方針案など、パブリックコメントの実施に必要な資料を作成すること。

資料作成においては、目指している姿（将来像）を端的に表す「キャッチフレーズ」を検討・設定すること。また、水辺空間の将来の整備と利活用について、ビジュアルとして具体的に広く理解してもらいやすくするための「イメージパース」（①水辺空間整備、②遊歩道・水辺空間一体利用、③水面利用の3枚程度）を作成すること。

なおパブリックコメントの手続きは、市側で実施する。

- (4) パブリックコメントにより応募のあった意見への対応を整理した上で、東横堀川整備事業の基本方針を策定すること。

#### 4. 4 シンポジウムの企画及び運営

水辺空間を活用した公民連携による賑わいづくりに向けて、沿川の住民や事業者に止まらず、水辺空間の利用者や賑わいづくりの担い手をより広範囲から募るため、そのきっかけとなるシンポジウムを開催し、登壇者との事前調整、資料作成、当日の運営等を行うこと。

また、シンポジウム開催にあたっては、事前に企画内容や登壇者（モデレーターおよびゲストスピーカー等）について提案を行い、本市と協議のうえ決定すること。

なお、令和4年の秋頃に、参加人数50名程度のシンポジウムを1回開催することを想定しており、会場については市側で確保する。

#### 4. 5 水辺空間の利活用に向けた意向調査と社会実験実施による効果・課題検証

護岸の耐震対策により生み出される水辺空間における賑わいづくりの実現に向けて、過年度に実施された地域住民や民間事業者へのサウンディング等での意見を整理し、水辺空間の利用者や賑わいづくりの担い手に対して意向調査を行うとともに、利活用に向けた課題とその対策案を検討すること。

- (1) 過年度に実施された地域住民参加によるワークショップや民間事業者へのサウンディング等での意見を整理するとともに、沿川の住民や事業者をはじめとする水辺空間の利

用者や賑わいづくりの担い手となりうる民間活動団体等に対する意向調査を実施し、想定される利用形態や必要条件など利活用の可能性と課題についてとりまとめること。

- (2) 公民連携による水辺や水面の利活用について類似の取組事例を調査し、聞き取りや現地調査を踏まえて、課題への対応策について検討すること。
- (3) 水辺空間における賑わいづくりの効果や課題への対策案の有効性について、社会実験を行い検証すること。

なお、社会実験の実施について、本業務の契約期間中に、1回あたり2週間程度の期間で、計3回程度の実施を想定している。

また、実施内容は東横堀川における取組の認知度向上に資するものとし、以下の内容及び前提条件を考慮した上で、事前に社会実験の目的・企画内容・安全対策・検証方法等について提案を行い、本市と協議のうえ決定すること。

- i) 水辺空間（遊歩道）とまちとの回遊性向上・賑わいづくりに関する社会実験  
前提条件：β 本町橋～本町橋下～東横堀公園の仮通路整備・開放（右岸側）  
仮通路整備は、別途本市で発注を行うため、実施時期・内容について協議を行うこと。
- ii) 水面・水辺空間の利活用向上に関する社会実験  
前提条件：水面・水辺へのアプローチに必要となる仮階段・仮栈橋等の設置、実施期間中の維持管理、撤去は、受注者にて行うこと。
- iii) i)、ii)、その他社会実験（共通）  
前提条件：実施に伴う事前の関係機関協議・届出・資料作成、事前広報、実施時の安全対策（警備員・交通誘導員等）、その他、社会実験実施に必要な動力・電源・資機材等の準備は、受注者にて行うこと。

#### 4. 6 賑わいづくりの体制構築に向けた検討と勉強会の企画・運営

担い手やプレーヤーに対する意向調査による実現性の高い水辺空間の利活用案を踏まえて、賑わいづくりの公民連携体制構築に向けた取組内容・プロセスを提案するとともに、令和7年度の万博開催にむけた立ち上げをめざし、勉強会を企画・運営すること。

なお、本業務の契約期間中に、参加人数10名程度の勉強会を計5回程度開催することを想定している。

#### 4. 7 公民連携体制およびスキーム構築に向けたとりまとめ

水辺空間における賑わいづくりを持続・発展させられるように、既存事例の調査結果整理と、社会実験や勉強会の結果を踏まえて現行制度や手法の課題を抽出し、その課題解決に向けた将来の持続可能な賑わいづくりのスキーム構築とその実現プロセスについて検討・提案すること。

### 5. 設計協議

- (1) 設計協議は、業務着手時及び成果品納入時のほか、中間打合せ5回とする。中間打合せについて受注者側の理由により、5回を超える可能性がある場合は本市監督職員との

協議のうえ、実施できるものとする。ただし、この場合の設計変更は行わない。

また、監督職員が特に指示する場合は現場での立会を行うものとする。

- (2) 協議内容については打合せ毎に議事録を作成し、作成後は速やかに提出すること。また、Eメール等を使用した場合も必要に応じて議事録を作成する。(書式は業務打合せ書を使用すること。)

## 6. 監督職員

発注者は、本業務における監督職員を定め受注者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知するものとし、受注者等には主として、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）が対応する。

## 7. 配置技術者

### 7. 1 管理技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市および地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「都市および地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有すると認定された者。
- エ. RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録を受けている者。

### 7. 2 照査技術者

照査技術者は、下記ア～エのうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有すると認定された者。
- エ. RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、登録を受けている者。

## 8. 配置技術者の実績要件

担当技術者については、担当技術者1・担当技術者2の2名以上を配置すること。

また、管理技術者は、平成24年度以降に、次に示す「規定業務1」について（共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として）、元請実績を有すること。

## 【規定業務】

### 1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務

## 9. 照査

照査技術者により照査を行う。照査技術者は照査計画書を作成し、照査に関する事項を定めなければならない。また、業務の完了に伴い、照査結果を照査報告書として取りまとめ、提出すること。

## 10. 報告書作成

- (1) 業務委託共通仕様書に基づき、業務成果概要書等の作成時には目次を作成し、インデックスを使用する等、判別が容易となるようとりまとめるものとする。
- (2) 報告書のとりまとめは、設計項目（基本方針の策定、シンポジウムの企画・運営、勉強会の企画・運営、公民連携体制およびスキーム構築に向けたとりまとめ等）に従ってまとめること。なお、基本方針の策定にあたっては、意見反映による修正箇所がわかるよう整理すること。
- (3) 検討、調査等に使用した文献や参考資料等は、出典を明記すること。
- (4) 報告書全体の内容を要約し、別途ダイジェスト版として取りまとめるものとする。

## 11. 成果品

本業務の成果品は、委託期限内においても直ちに河川事業の遂行に使用することがあるため、監督職員の指示があった場合は随時提出するものとし、その使用权は本市が有するものとする。

成果品の内容については、次の通りとする。なお、その過程において検討した資料は、全て成果品の一部とすること。また、作成した図面等については、電子データにより提出することとし、ファイルのフォーマット等については、監督職員と協議すること。

成果品の提出物は次のとおりとする。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ① 報告書（A4 判金文字黒表紙パイプファイル式） | 2部 |
| ② 電子データ（CD-R）             | 2部 |

## 12. その他

- (1) 受注者は、本業務で知り得た内容を他に漏洩してはならない。
- (2) 成果品の提出においては、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務の事前検討を過年度に実施しているため、関連する次の資料を本市より貸与する。

- ・平成27年度 東横堀川水辺魅力向上整備基本計画検討業務委託
- ・東横堀川外1水辺の拠点整備その他検討業務委託
- ・令和元年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた公民連携手法等調査検討業務委託
- ・令和2年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた公民連携手法等調査検討業務委託
- ・東横堀川水辺空間整備検討業務委託-2

・令和3年度 東横堀川護岸更新工事に伴う詳細設計等業務委託

- (4) 電子データについては、成果品提出時に必ずウイルスチェックを行うこと。
- (5) コンプライアンス（法令遵守）については、別紙1の通りとする。
- (6) 業務委託共通仕様書の適用等については、別紙2の通りとする。
- (7) 不適正契約事案発生防止対策については、別紙3の通りとする。
- (8) 本市設計積算システムの更新に伴い、業務実施時及び完了時に受注者が提出する書類の一部が変更されたので、様式について監督職員の指示に従い作成すること。追加となる様式は、業務委託料請求内訳書（または中間金請求内訳書）である。
- (9) 本業務の各数量に変更が生じる場合は設計変更の対象とする。
- (10) 本業務遂行に当たり、疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議し、その内容を確認した上で業務を遂行しなければならない。

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、令和 4 年度 公民連携による東横堀川水辺魅力向上調査検討業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

## 1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和3年8月1日以降契約分より適用＞」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「トップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞共通仕様書のダウンロード＞業務委託共通仕様書＞業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和3年8月1日以降契約分より適用＞」に掲載されている。  
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>)

## 2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和3年度版：国土交通省監修）及び港湾請負工事積算基準（令和3年2月：国土交通省港湾局）を適用している。

## 3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和4年2月18日付で示された「令和4年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>



発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。